

# 平成 2 9 年 度 研 修 計 画

平成 2 8 年 1 2 月

自 治 大 学 校

# 目 次

基本方針	-----	1
I 研修概要		
一般研修課程		
第1部課程	-----	2
第2部課程	-----	6
第1部・第2部特別課程	-----	10
第3部課程	-----	14
専門研修課程		
政策専門課程	-----	17
税務専門課程 税務・徴収コース	-----	19
税務専門課程 会計コース	-----	22
監査・内部統制専門課程	-----	25
特別研修		
修士課程連携特別研修	-----	28
医療政策短期特別研修	-----	29
人材育成特別研修	-----	31
地方公会計特別研修	-----	31
防災特別研修	-----	32
II 推薦方法等		
推薦方法等	-----	34
様式1 研修生推薦書	-----	36
様式2 履歴書	-----	38
別表1 研修に要する経費	-----	39
別表2 平成29年度研修期間及び推薦受付期間一覧	-----	41

## 基本方針

自治大学校は、地方公務員のための国の研修機関として、地方公務員に対する高度な研修を行い、その資質を向上するとともに、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的としています。

今、地方公共団体は、人口減少・超高齢社会における長期的な観点にたった地方創生の推進など、数多くの課題に直面しています。そして、地方分権改革の進展に伴って、これらの課題に自己決定、自己責任の原則に立って向き合い、住民ニーズに的確に対応していくことを強く求められています。

こうした時代の要請に地方公共団体が対応していくためには、より広い識見と高い能力をもった地方公務員を養成、確保していくことが必要不可欠です。このような認識の下、自治大学校では、これからの時代を担う地方公務員に必要な能力を総合的かつ高度に養成することを目指して、研修内容について不断の検討を行っており、その検討結果を踏まえて、平成29年度の研修課程を編成しています。

まず、一般研修課程では、現在の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な幅広い視野を身につけるため、首長講演や有識者講演を実施するほか、地方分権改革の時代に求められる政策構想力を身につけられるよう、公共政策大学院の教育内容も踏まえて法学、政治学・行政学、経済学のバランスのとれた公共政策に関する体系的かつ重点的な講義と演習からなる研修を行います。内容は、基本法制・経済学、そして、公共政策論の基本と、政策法務、統計の活用、住民協働などの政策形成の手法からなる公共政策総論と、まちづくり、地域活性化、環境問題、社会保障、公共施設管理等の地方公共団体の政策課題の公共政策各論に関する課目からなっています。

その中で第1部・第2部特別課程については、「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」として位置づけ、eラーニングを前提に、短期間で将来の女性幹部職員として必要な知識と能力を修得できる効率的な研修を実施します。

演習は、自治大学校の研修の特色です。より実践的な演習を目指し、地方公共団体が直面する政策課題について、研修生が主体的に取り組む政策立案研究、事例演習などに多くの時間を割り当てるとともに、条例立案演習などにより実務的、実践的な能力を養成します。

次に、専門研修課程では、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実を図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施します。

その中で税務専門課程会計コースについては、地方公共団体の税務・財務担当職員として必要な知識を修得するため、簿記及び会計学から、税法、経営分析に至るまで幅広い課目で高度な研修を実施します。

また、政策専門課程、税務専門課程税務・徴収コース及び監査・内部統制専門課程を実施します。

特別研修では、災害対応に関する最新の取組みに係る情報共有等を図るため、新規に短期の防災特別研修を実施します。

また、他の高等教育機関と連携した修士課程連携特別研修等を実施するほか、短期の人材育成特別研修及び地方公会計特別研修を実施します。

## 第 1 部 課 程

### 1 目 的

都道府県及び市の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対して約半年で公共政策大学院水準を目指した高度な研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

##### (ア) 総合教養課目

より広い視野と深い洞察力を有する地方公務員を養成するため、首長講演、有識者による特別講演、地方行財政等の課題等の課目により編成します。

##### (イ) 基本法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制（憲法、行政法、民法）、経済学、財政学等に関する高度な知識を修得するための課目により編成します。

##### (ウ) 地方行財政制度

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度な知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

##### (エ) 公共政策論

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目により編成します。また、学んだ内容は政策立案研究で実践します。

##### (オ) 行政経営

監査、地方公会計、訟務、広報、情報公開と個人情報保護等、地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基盤となる知識及び技能を修得するとともに、人事評価と人材育成等、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

#### イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、課題解決のための政策提言を目指して政策形成過程を体験する政策立案研究、地方公共団体の現場が直面する課題事例を持ち寄る事例演習、条例を活用した政策立案のための条例立案演習、論点整理・論理構築による課題解決能力を養うディベート演習、データの有効活用能力を養うデータ分析演習など多彩な技法を活用します。

#### ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

エ その他

長期の研修で何を求めるかの目標設定、目標を自覚した研修参加、研修成果の自己評価等を通じて、研修受講生一人一人がより大きな成果を上げられるよう、「能力評価・目標設定シート」を活用し「研修の振り返り」を実施し、業務へのフィードバックにつなげます。

3 対 象

- ①都道府県の職員
- ②指定都市、中核市、施行時特例市の職員（特別区を含む）
- ③都道府県又は市を構成団体とする一部事務組合等の職員
- ④一般市及び町村については、特に要望がある場合は対象とします。

4 研修期間

①第128期

平成29年4月14日（金）～9月8日（金）

土、日、祝日は休日です。5月1日（月）、2日（火）、6月22日（木）、23（金）、8月14日（月）～16日（水）は休講日です。

（なお、4月29日（土）～5月7日（日）、6月22日（木）～6月25日（日）、8月11日（金）～8月16日（水）は、寄宿舍のメンテナンスのため原則として宿泊は不可とします。）

②第129期

平成29年10月20日（金）～平成30年3月16日（金）

土、日、祝日は休日です。11月24日（金）、12月28日（木）、29日（金）、1月2日（火）～5日（金）は休講日です。

（なお、11月23日（木）～11月26日（日）、12月28日（木）～1月8日（月）、2月10日（土）～2月12日（月）は、寄宿舍のメンテナンスのため原則として宿泊は不可とします。）

5 定員

各期 100名

6 推薦できる研修生の数

原則として各期2名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあつては、合併前の市町村数に相当する数。

一部事務組合等にあつては原則として各期1名。

## 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。  
「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、本人及び所属団体へ連絡いたします。

## 9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日（金）に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

### 第1部課程のカリキュラムの概要

研修課目及び時限数		
講義  315	<b>【総合教養課目】</b> 首長講演 1 特別講演 1 卒業生講話 1 リーダーシップのあり方 1 自治体の現場から 1 地方行政の課題 1 地方財政の課題 1 地方税制の課題 1 今後の日本経済 2 校長講話 1 ----- 11	<b>【基本法制・経済】</b> 憲法(*) 18 行政法(*) 28 民法(*) 24 経済学(*) 12 財政学 8 租税法 ----- 4 94
		<b>【地方行政制度】</b> 地方自治制度(*) 24 地方公務員制度(*) 14 地方税財政制度(*) 16 自治体行政学 12 地方財政論 4 比較地方自治論 2 地方分権改革 ----- 3 75
	<b>【公共政策総論】</b> 公共政策論Ⅰ 政策形成の手續と戦略 6 公共政策論Ⅱ 公共政策形成の基礎 3 公共政策論Ⅲ ポリシーマネジメントと評価 3 公共政策論Ⅳ 行政経営の理論と実践 6 公共経済と公共選択 4 住民協働 2 公共サービス改革とPPP 4 NPOと行政 2 統計的思考と政策形成 4 データサイエンス(統計) 2 政策法務 10 地域再生の失敗学 3 地域政策概論 ----- 2 51	<b>【公共政策各論】</b> 産業政策論 3 農業政策論 2 社会保障改革の動向と課題 2 地域医療の課題と展望 2 地域福祉の課題と展望 3 経済学的思考で環境を考える 2 自治体の教育文化政策 2 観光政策論 2 多文化共生と地域社会 2 過疎・中山間地域の課題と展望 2 統計で読み解く人口減少 1 自治体の資金調達 2 地域金融 2 女性が活躍する社会づくり 2 少子化対策 2 地域政策とまちづくりの課題 4 公共施設の総合管理 2 災害危機管理 ----- 3 40
	<b>【行政経営】</b> 地方公会計改革 2 地方自治監査概論 2 財務諸表を読み解く 4 組織マネジメント 2 人事評価と人材育成 2 メンタルヘルスにおけるリーダーシップ 3 コミュニケーション論 3 自治体職員のためのコンプライアンス 2	自治体訟務 10 (行政事件訴訟法・国家賠償法) (6) (住民訴訟) (4) 自治体広報戦略 2 ICTの動向と地方行政 2 情報公開と個人情報保護 2 情報化社会と人権 2 自治体職員とメディア・リテラシー 2 地方議会概論 2 組織・行政の危機管理 ----- 2 44
演習  134	<b>【演習(政策立案研究)】</b> オリエンテーション 1 政策立案研究(*) 83 分野 ----- ・行政経営・住民協働 ・経済活性化・産業振興 ・医療・福祉・環境 ・教育・文化振興 ・まちづくり・交通政策 ・災害・危機管理 ----- 84	<b>【演習(演習)】</b> 事例演習(*) 20 ・オリエンテーション (1) ・テキスト型 (6) ・持寄り型 (6) ・ディベート型 (7) 条例立案演習(*) 17 ・オリエンテーション・基調講演 (1) ・演習 (16) データ分析演習 ----- 6 43
	<b>【演習(講師養成課目)】</b> オリエンテーション 1 プレゼンテーション講義 1 スピーチ演習 2 模擬講義演習 ----- 3 7	
その他  18	実践・ボイストレーニング 1 体育 4 効果測定 8 研修の振り返り時間 1 入校式等行事 ----- 4 18	
合計 467		
eラーニング	〔実施課目〕	(*)は講義、効果測定を行う課目であり、eラーニングにより予習、復習を行う。 eラーニング修了課目については、当該課目の効果測定の評点に加味する。
	地方自治制度(*)      地方公務員制度(*) 地方税財政制度(*)    憲法(*) 民法(*)                行政法(*) 経済学(*)              自治体経営の基礎知識	

(注)1 数字は時限数(1時限=70分)

2 \*印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

## 第 2 部 課 程

### 1 目 的

市町村（政令指定都市を除く）の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を修得し、かつ、公務員としての使命感、管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対して高度な研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

##### (ア) 総合教養課目

より広い視野と深い洞察力を有する地方公務員を養成するため、首長講演、有識者による特別講演等の課目により編成します。

##### (イ) 基本法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制（憲法、行政法、民法）、経済学、財政学に関する高度な知識を修得するための課目により編成します。

##### (ウ) 地方行財政制度

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度な知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

##### (エ) 公共政策論

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目により編成します。また、学んだ内容は政策立案研究で実践します。

##### (オ) 行政経営

監査、訟務、情報公開と個人情報保護等地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基盤となる知識及び技能を修得するための課目により編成します。

#### イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、課題解決のための政策提言を目指して政策形成過程を体験する政策立案研究、地方公共団体の現場が直面する課題実例を持ち寄る事例演習など多彩な技法を活用します。

#### ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。



## エ その他

長期の研修で何を求めるかの目標設定、目標を自覚した研修参加、研修成果の自己評価等を通じて、研修受講生一人一人がより大きな成果を上げられるよう、「能力評価・目標設定シート」を活用し「研修の振り返り」を実施し、業務へのフィードバックにつなげます。

## 3 対 象

- ①市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）の職員
- ②市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

## 4 研修期間

### ①第179期

平成29年5月17日（水）～7月28日（金）

土、日、祝日は休日です。6月22日（木）、23日（金）は休講日です。

（なお、6月22日（木）～6月25日（日）は、寄宿舍のメンテナンスのため原則として宿泊は不可とします。）

### ②第180期

平成29年10月11日（水）～12月22日（金）

土、日、祝日は休日です。11月24日（金）は休講日です。

（なお、11月23日（木）～11月26日（日）は、寄宿舍のメンテナンスのため原則として宿泊は不可とします。）

### ③第181期

平成30年1月10日（水）～3月23日（金）

土、日、祝日は休日です。2月13日（火）は休講日です。

（なお、2月10日（土）～2月13日（火）は、寄宿舍のメンテナンスのため原則として宿泊は不可とします。）

## 5 定員

各期 160名

## 6 推薦できる研修生の数

原則として各期1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

## 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に市区町村、一部事務組合等における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、本人及び所属団体へ連絡いたします。

## 9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日（金）に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

## 第2部課程のカリキュラムの概要

研修課目及び時限数		
講義  144	<b>【総合教養課目】</b> 首長講演 1 特別講演 1 自治体の現場から 1 校長講話 1 ----- 4	<b>【基本法制・経済】</b> 憲法 6 行政法(*) 14 民法(*) 10 経済学(*) 11 財政学 4 ----- 45  <b>【地方行財政制度】</b> 地方自治制度(*) 12 地方公務員制度(*) 8 地方税財政制度(*) 8 自治体行政の諸課題 4 これからの自治体の財政運営 2 地方分権改革 3 ----- 37  <b>【公共政策総論】</b> 公共政策論Ⅰ 公共政策の基礎理論 4 公共政策論Ⅱ データサイエンス 2 公共政策論Ⅲ 政策形成の手續と戦略 4 公共政策論Ⅳ 自治体経営管理論 2 公共サービス改革と官民連携 2 地域コミュニティと行政 2 政策法務 4 ----- 20  <b>【行政経営】</b> 自治体訟務 4 シティプロモーション 2 人事評価 2 自治体のクレーム対応とその活かし方 2  <b>【公共政策各論】</b> 地域経済の活性化と産業政策 3 地域医療の課題と対策 2 地域福祉の課題と自治体の政策 3 自治体環境政策の事例と今後の展開 2 多文化共生と地域社会 2 女性が活躍する社会づくり 2 子育て支援政策 2 地域政策とまちづくり 2 災害危機管理 2 公共施設の総合管理 2 ----- 22  ICTの動向と地方行政 2 情報公開と個人情報保護 2 組織・行政の危機管理 2 ----- 16
演習  90	政策立案研究等オリエンテーション 1 事例演習(*) 19 政策立案研究(*) 60 テーマ分野 住民参加、自治体経営、税務、生活環境 福祉・人権、健康・医療、まちづくり 環境保全、経済・産業、交通対策 教育・文化、危機管理、その他 ファシリテーション演習 3 ----- 83	<b>講師養成課目</b> 7 オリエンテーション (1) プレゼンテーション講義 (1) スピーチ演習 (2) 模擬講義演習 (3) ----- 7
その他  14	実践・ボイストレーニング 1 体育 2 効果測定 6 研修の振り返りの時間 1 入校式等行事 4 ----- 14	
<b>合計 248</b>		
eラーニング	<b>[実施課目]</b> 地方自治制度(*)      地方公務員制度(*) 地方税財政制度(*)      憲法 民法(*)                  行政法(*) 経済学(*)                  自治体経営の基礎知識	(*)は講義、効果測定を行う課目であり、 eラーニングにより予習、復習を行う。  eラーニング修了課目については、当 該課目の効果測定の評点に加味する。

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)

2 \*印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

## 第 1 部・第 2 部特別課程

### 1 目 的

「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」として、長期間の宿泊研修に参加することが難しい将来の地方公共団体を担う女性幹部候補生に対し、eラーニングを前提に比較的短期間で都道府県及び市町村の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、高度な研修を行います。

### 2 研修課目

#### (1) 事前履修

約 3 週間という限られた宿泊研修で所期の目的を達成するため、事前履修を行います。

##### ア eラーニング

eラーニングの所定の課目を入校までに履修、修了することとします。

##### (ア) 必修課目

憲法、行政法、地方自治制度、地方公務員制度及び地方税財政制度の 5 課目を必修とします。

##### (イ) 任意課目

民法、経済学及び自治体経営の基礎知識の 3 課目については、任意とします。

##### イ レポート

地方自治制度に関する所定の課題についてレポートを作成、提出します。

#### (2) 宿泊研修

##### ア 講義課目

##### (ア) 総合教養課目

より広い視野と深い洞察力を有する地方公務員を養成するため、首長講演、女性リーダー等の有識者の特別講演等の課目により編成します。

##### (イ) 地方行財政制度

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度な知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

##### (ウ) 公共政策論

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目により編成します。

## (エ) 行政経営

組織管理等、地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基盤となる知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

## イ 演習

地方行政に関係のある課題又は事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。

## 3 対象

- ①都道府県及び市区町村の女性職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の女性職員

## 4 研修期間

### ①第33期

事前履修 平成29年4月下旬～8月中旬

※ 4月下旬に事前オリエンテーションを実施します。

派遣団体においては、研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2(4)参照

宿泊研修 平成29年8月22日(火)～9月15日(金)  
土、日、祝日は休日です。

### ②第34期

事前履修 平成29年10月上旬～平成30年1月中旬

※ 10月上旬に事前オリエンテーションを実施します。

派遣団体においては、研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2(4)参照

宿泊研修 平成30年1月16日(火)～2月9日(金)  
土、日、祝日は休日です。

## 5 定員

各期 120名

## 6 推薦できる研修生の数

原則として各期2名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

## 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生

活)を支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数(1時限=70分)に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス(講義計画)は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

## 9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日(金)に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

## 第1部・第2部特別課程のカリキュラムの概要

### 事前履修

研 修 課 目	内 容
eラーニング <必修課目> 憲法 行政法 地方自治制度 地方公務員制度 地方税財政制度  <任意課目> 民法 経済学 自治体経営の基礎知識	必修課目については、入校決定後、 宿泊研修の開始(入校)までに履修、 修了すること。
レポート	提出1回(地方自治制度)

### 宿泊研修

研 修 課 目 及 び 時 限 数			
講 義			
65	<b>【総合教養課目】</b> 首長講演 1 特別講演 1 最近の経済情勢 2 校長講話 1 ----- 5	<b>【地方行財政制度】</b> 地方自治制度(*) 5 地方税財政制度(*) 5 地方公務員制度 5 憲法 2 行政法 4 自治体行政学 2 ----- 23	
	<b>【公共政策総論】</b> ポリシーマネジメントと評価 2 行政経営の理論と実践 2 住民協働政策論 2 政策法務 2 データサイエンス(統計) 2 ----- 10	<b>【公共政策各論】</b> 地域政策とまちづくりの課題 2 地域経済の活性化と産業政策 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 自治体環境政策の事例と今後の展開 2 災害危機管理 2 子供・子育て支援政策の現状と課題 2 多文化共生と地域社会 2 ----- 14	
	<b>【行政経営】</b> 女性が活躍する社会づくり 1 人間関係論 2 ワークライフバランス 2 組織・行政の危機管理 2	地方創生時代の自治体職員 2 情報公開と個人情報保護 2 住民訴訟 2 ----- 13	
演 習			
22	事例演習(*) 19 [テキスト型、持寄型]	ファシリテーション演習 3	
その他			
4	入校式等行事	4	
合計	91		

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)。

## 第 3 部 課 程

### 1 目 的

現に都道府県及び市町村の幹部職員である者に対し、幹部職員としての政策形成能力及び行政経営能力を増進し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を高揚することを目的として、高度な研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

地方公共団体における公共政策及び行政経営に関する高度な知識の修得、現下の地方自治の課題及びその背景となる政治、経済等の分野にわたる広範な見識の修得及び効率的な行政運営手法等に関する知識を修得するための課目により編成します。

#### イ 演 習

現実の事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい政策課題に対応して問題を発見、解決する能力を育成し、併せて、危機管理能力など管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市区町村の職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第 1 0 8 期 平成 2 9 年 7 月 1 1 日（火）～ 8 月 4 日（金）  
土、日、祝日は休日です。

### 5 定員

1 4 0 名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として 1 名又は 2 名。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。  
「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を  
支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に都道府県、市区町村、一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以  
上の職にある職員。



(4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

## 9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日（金）に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

### 第3部課程のカリキュラムの概要

研修課目及び時限数		
講義 65	<b>【総合教養課目】</b> 特別講演 1 地方行政の課題 1 地方財政の課題 1 地方税制の課題 1 中央政治と地方行政 2 最近の経済情勢 2 校長講話 1 <u>9</u>	<b>【地方制度・法制】</b> 行政法 4 比較地方自治 2 新たな広域連携 1 <u>7</u>
	<b>【公共政策総論】</b> 公共政策の視点 2 ポリシーマネジメントと評価 2 行政経営の理論と実践 2 データサイエンス(統計) 2 <u>8</u>	<b>【公共政策各論】</b> 地域特性とまちづくり戦略 2 地域産業の再生と雇用の確保 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 地域医療の課題と展望 1 自治体環境政策の課題と展望 2 中心市街地活性化の戦略 2 災害危機管理 2 災害時の広域応援 1 地方公共団体における女性職員の活躍推進 2 子育て支援政策 2 多文化共生と地域社会 2 <u>20</u>
	<b>【行政経営論】</b> リーダーシップとマネジメント 2 人事評価と人材育成 2 自治体のガバナンス 3 実践 自治体の危機管理 2 危機における広報のポイント 2	地方議会の最近の動向 2 コミュニケーションの理論と実践 2 自治体職員のためのコンプライアンス 2 情報公開と個人情報保護 2 メンタルヘルスにおけるリーダーシップ 2 <u>21</u>
演習 19	政策事例演習[持寄型] 19	
その他 4	入校式等行事	4
合計 88		

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

## 政策専門課程

### 1 目的

地方分権改革が進展する中、地域活性化・まちづくり、産業振興、健康・医療・福祉、防災・危機管理など公共政策等の各分野における諸課題に迅速に対応し、的確な政策が展開できる能力を有する職員を養成することを目的として、高度かつ実践的な研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、データの活用と分析、政策の立案、決定、実施等一連の公共政策過程を学ぶ公共政策総論と、公共政策の各分野における最先端の知識を享受するための公共政策各論の課目を中心として編成します。

#### イ 演習

地方行政に関する課題、事例を題材としたグループによる政策立案の体験を通じて、地域の課題発見や課題の解決に向けた考え方等を学ぶ政策課題研究を行います。

### 3 対象

- ①都道府県及び市区町村の職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第13期 平成29年5月31日（水）～6月16日（金）  
土、日、祝日は休日です。

### 5 定員

120名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として2名

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を  
支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日（金）に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

政策専門課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数	
1 総合教養課目 今後の地方自治の課題と展望 今後の地方税財政改革の展望 校長講話	5	3 公共政策各論 各分野の動向と課題 地域活性化・まちづくり 産業振興 健康・医療・福祉 行政経営 防災・危機管理 教育分野 等	22	
	2			
	2			
	1			
2 公共政策総論 公共政策論Ⅰ 公共政策の基礎理論 公共政策論Ⅱ 政策形成の手續と戦略 データサイエンス（統計）	6	4 演習 政策課題研究	17	
	2			17
	2		5 全国地域づくり人財塾	
	2		6 その他 入校式等行事	4 4
		合 計	62	

（注）「全国地域づくり人財塾」は総務省自治大学校と同地域力創造グループが共同で企画・運営を行います。

# 税 務 専 門 課 程

## ○ 税務・徴収コース

### 1 目 的

地方税の公平かつ確実な賦課・徴収を実現するため、地方税の賦課、徴収に携わる職員の資質を向上させることを目的として、税務職員に対する高度な研修を行います。

### 2 研修課目

地方税を取り巻く課題、地方税法、国税徴収法ほかの関係法規、徴収実務（財産調査など）等、税務部門の幹部職員に求められる知識、技能を修得するための課目により編成し、ロールプレイングなどの演習も含めた実践的な内容とします。

なお、このコースを修了し、研修期間中に行う効果測定において、徴収実務の指導者として必要な知識及び技能を有すると認められる者については「地方税徴収事務指導者」として認定します。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市区町村の職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第15期 税務・徴収コース

平成29年9月12日（火）～10月25日（水）

土、日、祝日は休日です。

### 5 定員

120名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生

活)を支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 地方税の賦課徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の賦課・徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を管理監督する地位にある者。

(注)具体的には、現に地方公共団体における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員で、税務事務の経験がある職員とします。

(4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数(1時限=70分)に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス(講義計画)は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

## 9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日(金)に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

税務専門課程税務・徴収コースのカリキュラムの概要

研修課目	時限数	研修課目	時限数
<b>1 総合教養科目</b>	3	<b>5 滞納処分</b>	5 3
今後の地方税財政改革の展望	2	国税徴収法	6
校長講話	1	国税徴収法通則	2
		財産調査要領	8
<b>2 地方税を取り巻く課題</b>	1 7	納付能力調査	8
都道府県税の当面の課題	1	動産・有価証券の差押え	4
市町村税の当面の課題	1	債権の保全・回収	5
固定資産税の当面の課題	1	不動産の差押え	3
社会保障・税番号制度について	1	その他の財産の差押え	3
税務事務と個人情報保護・情報公開	2	交付要求・参加差押え	3
租税に係わる行政不服審査等	4	財産の換価・配当	6
徴収事務のマネジメント	5	演習課題検討	5
地方税徴収の動向とこれからの方向性	2		
		<b>6 演習</b>	2 3
<b>3 租税法総論・地方税法総論総則</b>	2 9	地方税演習	1 0
租税法総論	4	地方公共団体の債権管理概要	2
地方税法総論	4	ロールプレイング・納税交渉	4
連帯納税義務・第二次納税義務	4	財産調査・動産等の搜索	4
納税義務の承継	4	行政対象暴力対策	1
地方税と他の債権との調整	4	交渉力	2
納税の猶予・担保の徴収	3		
滞納処分の執行停止	2	<b>7 その他</b>	4
演習課題検討	4	入校式等行事	4
<b>4 関係法規</b>	1 8		
破産法	5		
民事執行法	6		
滞調法	5		
国税犯則取締法	2	合 計	1 4 7

## ○ 会計コース

### 1 目 的

都道府県及び市町村の税務・財務担当職員として必要な知識を修得することを目的として、税務・財務担当職員等に対する高度な研修を行います。

この会計コースは、税理士法に基づく指定研修（税理士法第8条第1項第10号）として位置付けられているものです。簿記会計学通信研修及び税務・会計研修の修了試験の成績がともに基準点を上回った者については、必要な税務事務経験年数を満たすと、税理士試験における会計学に属する科目の試験が免除されます。また、税理士試験における税法に関する科目についても、必要な税務事務経験年数を満たすと試験が免除されます。これにより、会計コースの修了試験の合格と合わせて税理士試験がすべて免除され、税理士となる資格が与えられます。

### 2 研修課目

企業会計における国際基準の動向などを踏まえ、地方公共団体の税務・財務担当職員として必要な知識を修得するため、簿記及び会計学から税法、経営分析に至るまで幅広い内容の課目により編成します。

簿記会計学通信研修において4回の通信添削を行った後、税務・会計研修を行います。

また、簿記3級レベルに達していないと見込まれる者に対して、希望により簿記会計通信研修の前に事前研修を行います。なお、企業会計の知識を有する者は事前研修を受講する必要はありません。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市区町村の職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

#### 第35期 会計コース

事前研修	平成29年3月中旬 ※ 通信研修オリエンテーションに合わせて、希望する者に対して実施します。
簿記会計学通信研修	平成29年4月上旬～6月中旬 ※ 3月中旬に通信研修オリエンテーションを実施します。派遣団体においては、事前研修及び通信研修オリエンテーションの研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2（4）（5）を参照
税務・会計研修（宿泊研修）	平成29年7月4日（火）～9月29日（金） 土、日、祝日は休日です。8月14日（月）～16日



(水)は休講日です。

(なお、8月11日(金)～8月16日(水)は、寄宿舍のメンテナンスのため原則として宿泊は不可とします。)

## 5 定員

50名

## 6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

## 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。

ア 「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生活)を支障なく行うことができる者であることとします。

イ 「高度な研修」を受けさせるにふさわしい者であることの基準は、地方公共団体における税務行政に係る所定の研修を修了していることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に都道府県、市町村、一部事務組合等における税務職員(税務職員であった者も含む)であって、入校日現在における税務事務経験年数が、大学卒業者においては4年以上、その他の者においては10年以上の者。

(4) 簿記の級を持っていない者等簿記3級レベルに達していないと見込まれる者については、希望により、通信研修オリエンテーション時に事前研修を行うこととします。

(5) 簿記の知識が、日本商工会議所、社団法人全国経理学校協会又は財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験2級以上(ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む)の者。

(6) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

8 簿記会計学通信研修及び税務・会計研修の修了試験における合格の基準点は、簿記会計学通信研修については、各課目(2課目)の得点の満点に対する割合が60%以上とし、税務・会計研修の修了試験については、各課目(5課目)の得点の満点に対する割合が60%以上とします。

## 9 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数(1時限=70分)に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス(講義計画)は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、税務・会計研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

#### 10 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日（金）に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

#### 税務専門課程会計コースのカリキュラムの概要

##### 簿記会計学通信研修

研 修 課 目	回 数
簿記論（理論・計算） 財務諸表論（理論・計算）	} 4回

##### 税務・会計研修（宿泊研修）

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
<b>1 総合教養課目</b>	4	<b>5 経営分析</b>	10
特別講義	2	経営分析	10
卒業生講話	1	<b>6 公会計関連課目</b>	4
校長講話	1	企業会計と公会計	2
<b>2 税法課目</b>	29	財務書類の作成実務	2
租税法総論	4	<b>7 演習</b>	111
地方税法	4	地方税演習	7
所得税法	6	財務書類の作成演習	2
法人税法	6	簿記・会計学演習	102
徴収関係法	6	商業簿記演習	(50)
消費税法	3	工業簿記演習	(16)
<b>3 税法関連課目</b>	13	財務諸表論演習	(36)
都道府県税の当面の課題	1	<b>8 その他</b>	11
市町村税の当面の課題	1	体育	1
固定資産税の当面の課題	1	修了試験	6
会社法	6	入校式等行事	4
租税に係る行政不服審査等	4		
<b>4 会計学、簿記論</b>	97		
(会計学)			
会計学総論	8		
会計学各論1	16		
会計学各論2	19		
(簿記論)			
商業簿記Ⅰ	12		
商業簿記Ⅱ	12		
商業簿記Ⅲ	13		
工業簿記・原価計算	17		
		合 計	279

(注) 事前研修では、簿記の課目を5時限受講します。

# 監査・内部統制専門課程

## 1 目的

住民ニーズの多様化・複雑化、国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景に、地方公共団体の施策、事務事業はより適正かつ効率的に行うことが求められており、内部統制と監査委員等による監査により地方公共団体の組織全体で行財政運営の適正を確保することが重要となっています。

監査・内部統制専門課程においては、監査委員部局のみならず、会計管理者部門をはじめ財務に携わる者等も研修の対象となることを念頭に、監査や内部統制の理論と実務について必要な知識と能力を備えた職員の養成に向け、行政評価も含めた実践的で高度な研修を実施します。

## 2 研修課目

### (1) 事前履修

本課程の宿泊研修での講義・演習は、地方税財政制度、行政法等について一定の知識を有していることを前提としており、eラーニングの所定の課目を入校までに履修、修了することとします。

必修課目は、地方税財政制度、行政法、民法（物権、契約の部分）、経済学です。

### (2) 宿泊研修

#### ア 講義課目

##### (ア) 会計

地方公共団体の行財政運営の基本となる財務会計制度について、民間企業の会計基準との比較を通じて理解を深めるための課目により編成します。

##### (イ) 監査・内部統制

現行の監査制度の趣旨・仕組みや中長期の課題、内部統制の実務と理論のほか、財務監査だけでなく行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求監査など多岐にわたる監査実務の実例を通じて、実践的な知識、技能を修得するとともに、施策、事務事業が効果的かつ効率的に達成されているかどうかをチェックする行政評価の理論、具体的手法についての高度な知識を修得するための課目により編成します。

#### イ 演習

実際の監査資料、決算書等を題材とした検討作業、議論などを通じて、監査等の実務に必要な実践的な能力を養成します。

なお、この課程を修了し、研修期間中に行う効果測定において、監査実務の指導者として必要な知識、技能を有すると認められる者については「自治体監査実務指導者」として認定します。

また、この課程は、地方自治法施行令第174条の49の21の外部監査契約を締結

できる行政実務経験者の必要経験年数10年以上を受講者は5年以上に短縮する総務大臣指定研修に指定されています。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市区町村の職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

#### 第18期

事前履修	平成29年8月下旬～10月下旬
宿泊研修	平成29年10月31日(火)～12月15日(金)

土、日、祝日は休日です。

### 5 定員

50名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。なお、「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における課長補佐、係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

### 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

### 9 事後研修会

卒業の翌年度に研修の振り返りと新たな学びの場としての事後研修会を、平成30年10月27日（金）に予定しています。

詳細については、別途連絡します。

## 監査・内部統制専門課程のカリキュラムの概要

### 事前履修

履 修 課 目	内 容
e ラーニング <必修課目> 地方税財政制度 行政法 民法（物権、契約の部分） 経済学	入校決定後、宿泊研修の開始（入校）までに履修、修了する。

### 宿泊研修

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
<b>1 総合教養課目</b>	5	<b>監査実務</b>	1 3
地方分権と監査制度	2	（監査実務）	(5)
行政経営の理論と実践	2	（国の会計検査）	(1)
校長講話	1	（行政監査）	(1)
		（財政援助団体等監査）	(2)
<b>2 会計</b>	6 1	（住民監査請求監査）	(2)
会計学	1 9	（住民訴訟）	(2)
簿記	1 8	<b>公益事業論</b>	5
地方財務会計	1 5	自治体政策評価	2
（官庁会計）	(3)	経営分析論	6
（地方公会計）	(2)	財政健全化の現場を見る	2
（公営企業会計）	(10)	健全化法の意義と効果	2
公益法人等会計	9	財政健全化指標の活用	1
（公益法人会計・土地開発公社会計）	(2)		
（地方独立行政法人会計）	(2)	<b>4 演習</b>	3 0
（社会福祉法人会計）	(2)	監査実務の課題研究	9
（病院会計）	(2)	財務監査・出納検査事例演習	5
（学校法人会計）	(1)	決算・健全化審査事例演習	1 2
		住民監査請求監査事例演習	4
<b>3 監査・内部統制</b>	5 2		
監査論	1 5	<b>5 その他</b>	5
内部統制	4	体育	1
監査基準	2	入校式等行事	4
		合 計	1 5 3

## 特 別 研 修

### 1 目的

これまでの自治大学校の中央研修機関として果たしてきた役割を踏まえ、更にそれを強化するため、他の大学院等の高等教育機関と連携した特別研修を実施することにより、地方分権時代に対応した、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた将来の自治体を担う幹部候補職員を育成します。

### 2 研修内容

#### (1) 修士課程連携特別研修

##### ① 趣旨

都道府県及び市町村等の幹部候補職員を対象に、これまで実施してきた第一部課程研修の成果を踏まえ、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院と連携し、実践的で高度な政策形成能力の形成を図るための研修を行います。

##### ② 対象者

次の各課程に在籍する地方公務員のうち、自治大学校長が修士課程連携特別研修（以下「マスターコース」という。）の受講を認めた者

- ・政策研究大学院大学修士課程（公共政策プログラムの地域政策コース、教育政策コース、医療政策コース、農業政策コース及び地域振興・金融コース並びにまちづくりプログラム）
- ・一橋大学国際・公共政策大学院修士課程（公共法政プログラム・1年コース）

##### ③ 研修実施時期

平成29年4月～平成30年3月

##### ④ 実施方法

###### ・第一部課程への参加

マスターコースの特別研修生は、各大学院の修士課程の講義、演習の履修とあわせて、自治大学校が平成29年度に実施する第一部課程（第128期、第129期）の講義、演習のうち、必修課目（憲法、行政法、民法、経済学、地方自治制度、地方公務員制度、地方行財政制度の7課目）及び任意の選択課目を履修します。

###### ・マスターコースの修了

各大学院の修士課程において修士の学位を取得するとともに、自治大学校第一部課程の課目のうち上記必修課目を履修（当該課目の効果測定を受験し一定以上の成績を収めることをいう。）した場合には、マスターコースの課程を修了したものと認め、修了証

を授与します。

この場合において、各大学院の修士課程で、自治大学校長が上記必修課目と同等と認める課目を履修する場合には、当該課目の履修を免除します。

#### ⑤ 特別研修に要する経費

- ・本特別研修に要する経費のうち、自治大学校に係るものについては、各課目に必要な図書教材を各自購入してください。
- ・政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程に係るものの徴収については、それぞれの大学に定めるところによることとします。

#### ⑥ 宿舍関係

マスターコースの研修生は、希望により自治大学校宿舍に入居することができます。この場合には、別途寄宿舍管理運営経費を徴収します。

#### ⑦ 受付関係

本特別研修の受付事務は、自治大学校で実施します。ただし、修士課程に係るものについては、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の定めるところによることとします。

#### ⑧ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

## (2) 医療政策短期特別研修

### ① 趣旨

未曾有の超高齢社会への対応は我が国喫緊の課題であり、医療はその重要な柱の1つとなっています。その際重要なことは、狭義の医療に限定せず、保健・介護・福祉・住宅・就労などの関連領域さらには“まちづくり”まで視野に入れた総合的・戦略的な政策展開を図ることです。このため、政策研究大学院大学と連携し、今日大きな課題となっている医療政策の企画立案能力を強化するため、医療政策短期特別研修を行います。

### ② 研修課目

政策研究大学院大学が中心となり、自治大学校とともに講義・演習を実施しますが、研修課目の詳細については、政策研究大学院大学において別途定めることとします。

(主な研修内容) [予定]

[講義] (総論)

「医療政策概論」「人口構造の変容と政策課題」等

[講義] (各論)

「医療供給制度と医療計画論」「介護保険事業計画等の計画・政策論」「レセプトやDPCデータを用いた地域医療の分析・活用方法」「ネットワーク論」「在宅医療の展開」「公立病院改革等の政策展開の方法・実践論」等

[演習]

「具体的な問題事例を通じた事例演習」「テーマ別グループ討議」「実地見学（東京近郊2カ所程度）」「研修成果の個別発表」等

③ 対象者

医療政策の総合的な企画立案を担う都道府県及び市町村の職員とします。役職は、課長・主幹など若手幹部クラスを想定していますが、積極的な学習意欲と高い企画・立案能力を有し、将来当該自治体の医療政策を担うことが期待できる者であれば年齢・役職等は問いません。

なお、シンクタンクや医療関係団体等の職員も一部対象となっています。

④ 研修実施時期

平成29年7月24日（月）～ 8月10日（木）（予定）

⑤ 研修場所

原則として政策研究大学院大学としますが、一部の講義は、自治大学校にて実施する場合があります。

⑥ 定員

30名（自治体職員約25名、シンクタンク等職員約5名）

⑦ 特別研修に要する経費

本特別研修に要する経費の徴収については、政策研究大学院大学において別途定めるところによります。

⑧ 宿舍関係

希望により自治大学校宿舍に入居可能とします。（負担金については他の自治大学校の研修と同様とします。）

⑨ 受付関係

本特別研修の受付事務は、政策研究大学院大学において行います。ただし、自治大学校入寮関係の事務は、自治大学校において行います。

⑩ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。



### (3) 人材育成特別研修

① 趣旨

地方分権の進展に伴い、地域の課題に対応できる人材の育成、職員研修の充実が課題となる中、地方公共団体の人材育成担当部局の研修企画・運営能力の充実及び同部局への情報提供を目的として高度な研修を行います。

② 研修課目

講義、パネルディスカッション、情報提供、意見交換を予定しています。

③ 対象者

都道府県及び市町村の職員、都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員とします。

④ 研修実施時期

第4期 平成29年11月28日(火)～12月1日(金)(予定)

⑤ 定員

120名

⑥ 受付関係

本特別研修の受付事務は自治大学校において行います。  
推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

⑦ 経費その他

本特別研修の経費及びその他詳細については、別途連絡します。

### (4) 地方公会計特別研修

① 趣旨

地方公会計の整備手法や財務書類等の活用事例の講義等を通じて、統一的な基準による財務書類等の作成に必要な知識を修得するとともに、演習等をとおして、財務書類等を活用した自治体の財政状況の把握と、そこから得られる各種財政指標の見方・活用など管理会計的な視点で自治体経営を分析する能力を向上させるための地方公会計特別研修を自治財政局財務調査課と協力して行います。

② 研修課目

全体で20時限（1時限当たり70分）程度。

（主な研修内容）〔予定〕

〔講義〕

- 「財務書類等の作成に係る統一的な基準について」
- 「固定資産台帳整備（資産評価を含む）の実務について」
- 「統一的な基準による財務書類等の作成実務について」
- 「連結財務書類等の作成実務について」
- 「財務書類等の活用事例」

〔演習〕

- 「事業別・施設別のセグメント分析（演習含む）」
- 「施設更新必要額推計を活かした公共施設等のマネジメント（演習含む）」
- 「財務書類等を活用した自治体経営分析（演習含む）」

③ 対象者

都道府県及び市町村並びに都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の公会計担当の職員とします。

④ 研修実施時期

第4期 平成29年4月10日（月）～ 4月14日（金）（予定）

⑤ 定員

100名

⑥ 受付関係

本特別研修の受付事務は自治大学校において行います。  
推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

⑦ 経費その他

本特別研修の経費及びその他詳細については、別途連絡します。

（5）防災特別研修

① 趣旨

大規模災害時には、被災県に政府現地対策本部が設置されること等を踏まえ、関係省庁、都道府県（指定都市を含む）の防災・危機管理責任者を対象とした合同研修を実施します。災害対応事例、最新の取組みに係る情報共有、意見交換等を通じて、政府、都

道府県間の職員の連携強化や災害対応能力の向上を図ります。

② 研修課目

市町村の災害応急対策、災害初動対応、水害・噴火等に備えた警戒避難、被災者支援等を予定しています。

③ 対象者

都道府県、政令指定都市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当局長、各省庁の防災担当課長等とします。

④ 研修実施時期

第1期 平成29年4月20日（木）～ 4月21日（金）（予定）

⑤ 定員

100名程度

⑥ 受付関係

本特別研修の受付事務は自治大学校において行います。  
推薦の方法等については、34頁以降を参照してください。

⑦ 経費その他

本特別研修の経費及びその他詳細については、別途連絡します。

# 推 薦 方 法 等

## 1 推薦の方法

研修生の推薦に際しては、各課程における選考の基準に該当する者を選考して、推薦に必要な書類を取りまとめて提出してください。

なお、提出先については以下のとおりです。該当しない場合は、自治大学校へ提出してください。

### (1) 第1部課程

自治大学校に書類を提出してください。

### (2) 第2部課程

市にあつては全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

### (3) 第1部・第2部特別課程、第3部課程、政策専門課程

指定都市を除く市にあつては、全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

### (4) 税務専門課程税務・徴収コース及び会計コース、監査・内部統制専門課程

指定都市以外の市にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

### (5) 人材育成特別研修、地方公会計特別研修、防災特別研修

自治大学校に書類を提出してください。

## 2 推薦に必要な書類

### (1) 各課程共通事項

ア. 推薦書 1部（様式1）

イ. 履歴書 1部（様式2）

ウ. 写 真 4.5cm×3.5cmのもの（パスポート申請用のものと同規格） 3枚

いずれも、無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの。裏面に所属団体名及び氏名を記入してください。なお、写真のうち、1枚は履歴書へのり付けしてください。

### (2) 各課程共通事項のほか、該当の課程で必要な書類

- ・税務専門課程 会計コース  
簿記検定合格証書の写し

## 3 研修生の派遣及び研修に要する経費

研修生の派遣及び研修に要する経費は、別表1のとおりとなっています。

なお、当該経費の徴収業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき委託事業者として決定する公共サービス実施民間事業者が行います。

また、当該事業者は、徴収した経費の国等への納入業務も併せて行います。

#### 4 推薦受付期間

研修生の推薦の受付期間及び該当の課程は、次のとおりです（別表2参照）。

課 程		推 薦 受 付 期 間	
一 般 研 修	第1部課程	第128期	平成29年2月6日（月）～2月17日（金）
		第129期	平成29年7月31日（月）～8月10日（木）
	第2部課程	第179期	平成29年3月27日（月）～4月7日（金）
		第180期	平成29年7月18日（火）～7月28日（金）
		第181期	平成29年10月23日（月）～11月2日（木）
	第1部・第2部 特別課程	第33期	平成29年2月13日（月）～2月24日（金）
		第34期	平成29年7月10日（月）～7月21日（金）
	第3部課程	第108期	平成29年4月17日（月）～4月28日（金）
	専 門 研 修	政策専門課程	第13期
税務専門課程 税務・徴収コース		第15期	平成29年6月26日（月）～7月7日（金）
税務専門課程 会計コース		第35期	平成29年1月30日（月）～2月10日（金）
監査・内部統制 専門課程		第18期	平成29年6月12日（月）～6月23日（金）
特 別 研 修	人材育成特別研修	第4期	平成29年9月11日（月）～9月22日（金）
	地方公会計特別研修	第4期	平成29年1月30日（月）～2月10日（金）
	防災特別研修	第1期	平成29年1月30日（月）～2月10日（金）

#### 5 その他

研修生の推薦が定員を超え受け入れが困難な場合は、自治大学校において選考し、受け入れができなかった団体には、その旨連絡します。

様式1


自治大学校 第 部課程 第 期研修生推薦書  
( 専門課程 コース)

- 1 所属団体名  
(本庁所在地)  
(郵便番号) (電話番号)
- 2 所属部署名  
(部、課、係等の名称)  
(直通電話番号) (メールアドレス)
- 3 役 職 名
- 4 (ふりがな)  
氏 名 性別 (男・女)
- 5 生 年 月 日 年 月 日生 (入校日現在満 歳 月)
- 6 (ふりがな)  
現 住 所  
(郵便番号) (電話番号)
- 7 最 終 学 歴  
(卒業等年月日)
- 8 給 与 級 号給 ( 級制)
- 9 勤 務 年 数 年 月 年 月  
(当該事務経験年数<専門課程のみ>)
- 10 健康上配慮すべき事情がある場合はその事情

上記のとおり推薦します。

( 事務担当課  
郵便番号  
所在地  
担当者名  
電話番号  
FAX番号  
メールアドレス )

平成 年 月 日

任命権者 職 氏 名   
(任命権者の印を押印)

自治大学校長 殿

(様式1についての注意事項)

1 記載上の注意

- (1) 5の「年齢」欄は、入校日現在で記入してください（1月に満たない場合は切り捨ててください。）。
- (2) 7の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
- (3) 9の「勤務年数」欄は、入校日現在における地方公務員としての勤務年数を記載してください。
- (4) 税務専門課程会計コースの場合は税務事務経験年月を、税務専門課程税務・徴収コースの場合は税務事務のうち税務・徴収事務経験年月を、監査・内部統制専門課程の場合は監査、出納、予算調整事務経験年月をそれぞれ9の「勤務年数」の欄に（ ）書してください。
- (5) 10の「健康上配慮すべき事情がある場合はその事情」欄は、自治大学校での研修生活を送るに当たって、何らかの配慮を求める事項がある場合に、当該事項を記載してください。

2 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

様式 2

履 歴 書

1	所属団体名				
2	氏 <small>(ふりがな)</small> 名			4.5 c m	写 真 (のり付け)
3	生 年 月 日	年	月	日生	
4	最 終 学 歴 (卒業等年月日)				
5	研修に関する事項 (研修の期間)		(研修の名称)		
6	履歴事項 (発令年月日)		(発令事項)		(発令庁)

備 考

- 1 履歴書は、任命権者が作成してください。
- 2 作成上の注意
  - (1) 4の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
  - (2) 5の「研修に関する事項」欄には、当該地方公共団体で実施した研修についても記載してください。税務専門課程「会計コース」については、特に研修内容についても記載してください。
  - (3) 6の「履歴事項」欄は、発令事項を発令順に詳細に記載してください。ただし、昇給の記載は不要です。  
なお、民間経歴等のある場合は、その主要な事項を記載してください。
- 3 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。



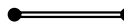

別表 1

## 研修に要する経費

	課 程 名	経 費		備 考	
一般研修課程	第 1 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	361,200円	注 1、2 参照
			図書教材経費	135,400円	
			小 計	496,600円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	506,600円		
	第 2 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	193,200円	注 1、2 参照
			図書教材経費	85,100円	
			小 計	278,300円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	288,300円		
	第 1 部・第 2 部特別	納入金	寄宿舎管理運営経費	70,000円	注 1、2 参照
			図書教材経費	56,900円	
			小 計	126,900円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	136,900円		
	第 3 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	70,000円	注 1、2 参照
図書教材経費			29,500円		
小 計			99,500円		
校 友 会 費		10,000円	注 3 参照		
合 計		109,500円			
専門研修課程	政策専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	47,600円	注 1、2 参照
			図書教材経費	23,600円	
			小 計	71,200円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	81,200円		
	税務専門 (税務・徴収コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	123,200円	注 1、2 参照
			図書教材経費	53,500円	
			小 計	176,700円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	186,700円		
	税務専門 (会計コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	229,600円	注 1、2 参照
			図書教材経費	72,400円	
			小 計	302,000円	
校 友 会 費		10,000円	注 3 参照		
合 計		312,000円			
監査・内部統制専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	128,800円	注 1、2 参照	
		図書教材経費	45,200円		
		小 計	174,000円		
	校 友 会 費	10,000円	注 3 参照		
	合 計	184,000円			

- 注1 納入金は、施設・設備維持管理、光熱水料等の寄宿舍管理運営経費及び図書教材経費に充てるものです。今までの実績等に基づき改訂しています。なお、寄宿舍のメンテナンス期間については、寄宿舍管理運営経費に含まれておりません。
- 2 表中の経費には、次の経費が含まれていないので、派遣団体において研修生に支給又は配慮されるようお願いいたします。
- (1) 入校時及び帰庁時に要する経費
  - (2) 政策立案研究及び事例演習等に係る資料の収集、報告書の作成等を行うために、研修期間中の休講期間を利用して帰庁する場合の旅費（第1部課程においては3回、第2部課程及び税務専門課程会計コースにおいては1回）
  - (3) 第1部課程にあつては、政策立案研究の報告書作成に要する経費（実地調査、資料収集等）
  - (4) 通信研修のための事前オリエンテーションへの出席に要する経費（第1部・第2部特別課程及び税務専門課程会計コース）
  - (5) 税務専門課程会計コースにあつては、事前研修への出席（出席する方のみ）に際して自治大学校の寄宿舍に宿泊する経費（寄宿舍に宿泊する方のみ）2,800円
- 3 校友会費は、自治大学校卒業生の会である自治大学校校友会の終身会費であり、「校友だよりの発行」、「校友会総会の開催」等の事業のほか、各支部が行う研修活動の補助等の校友会活動費に充てられます。
- 4 職員の研修に要する経費は、普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入されています。
- 5 当校には食堂があります。食堂を利用した場合、朝400円程度、昼600円程度、夜700円程度で複数メニューを提供しています。食費は食事の都度、自分で支払っていただきます。表中の経費には食費は含まれておりません。
- 6 特別研修に要する経費については、別途連絡します。

# 平成29年度研修期間及び推薦受付期間一覧

推薦受付期間   
 研修期間 

区 分		28年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月
一般 研 修	第128期 (定員100名)	6月 17金		14金 28金	8月	21水 26月		10木 17木	8金						
	第129期 (定員100名)						31月	10木		20金	22水27月	28木	9火	9金 14水	16金
	第179期 (定員160名)		27月 7金		17水	21水 26月	28金								
	第180期 (定員160名)						18火 28金			11水	22水27月	22金			
	第181期 (定員160名)									23月	2木		10水	9金 14水	23金
	第1部・第2部特別 第33期 (定員120名)	13月 24金			e-ラーニング(事前履修)				22火	15金					
第34期 (定員120名)							10月 21金		e-ラーニング(事前履修)				16火	9金	
第3部 第108期 (定員140名)			17月 28金				11火	4金							
専 門 研 修	政策専門 第13期 (定員120名)		27月 7金		31水	16金									
	税務・徴収コース 第15期 (定員120名)					26月 7金			12火	25水					
	会計コース 第35期 (定員50名)	1/30月 10金		通信研修			4火	10木 17木	29金						
監査・内部統制専門 第18期 (定員50名)						12月 23金		e-ラーニング(事前履修)		31火	15金				
特 別 研 修	人材育成 第4期 (定員120名)							11月 22金		28金	1金				
	地方公会計 第4期 (定員100名)	1/30月 10金		10月 14金											
	防災 第1期 (定員100名程度)	1/30月 10金		20木 21金											

## 総務省自治大学校

〒190-8581

東京都立川市緑町10番地の1

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/jitidai/index.htm>

部課室名	電 話 (直 通)	F A X
庶務課	042-540-4501	042-540-4510
教務部	042-540-4502	042-540-4505
教授室	042-540-4506	042-540-4503
研究部	042-540-4545	042-540-4504

